

# 公 示

## 一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録について

制 定 平成18年9月29日 九運公第 7号

旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項及び第3項に基づく一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録が必要な地域について、下記のとおり定めたので公示する。

平成18年10月 1 日

九州運輸局長 大黒 伊勢夫

### 記

#### 1. 指定地域

福岡交通圏

#### 2. 運行記録計による記録を義務付けを開始する日

平成18年10月1日

なお、運輸規則第26条第2項の規定に基づき運行記録計による記録の義務付けから除外する場合として「事業用自動車の運行の態様等を考慮して九州運輸局長が認める場合」については、運送の引き受け及び指示が営業所において行われるものである次の(1)及び(2)の場合とする。

(1) 乗務する事業用自動車が、福祉輸送サービスに使用する特殊車両である場合

(2) 乗務する事業用自動車が、ハイヤー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項で規定するハイヤーをいう。以下同じ。）及び運送の引き受け形態がハイヤーと同様のものである場合